

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る「まん延防止等重点措置」の適用延長に伴う
学校の対応について（3月7日～3月21日）

3月7日から3月21日まで、県内の学校において、特に対応いただきたい点をまとめました。学校における集団感染も見られることから、各校においては、下記の点に留意し、迅速かつ柔軟な対応をお願いします。

なお、本通知により、文部科学省が示す学校の行動基準は、「レベル2」を継続することを申し添えます。

記

1 県立中学校及び高等学校における半日授業の実施（継続）

- ・ 県立中学校及び高等学校においては、引き続き、3月21日までの間、原則として半日授業とすること。加えて、生徒の下校の際は、寄り道をせずまっすぐに帰宅することについて周知徹底すること。

2 児童生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・ 風邪症状等がなかったか土日等授業日以外を含めた毎日の健康観察を家庭で行うことができるよう、健康観察表を改善し、活用すること。
- ・ 本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校や出勤を控えるよう周知徹底し、出席停止扱いとする等、柔軟な対応をとること。
- ・ 児童生徒本人は行政検査の対象になっていないものの、家族が行政検査を受ける予定、または、検査結果を待っている間に、児童生徒が陽性と判明するケースがあることを本人や保護者に周知するとともに、本人や保護者から登校を控えたいと申し出があった場合は、出席停止にする等、柔軟な対応をとること。
- ・ 配備したサーマルカメラ等を活用し、登校時の体温を測定したり、健康観察表等の確認をしたり、できれば教室に入る前に健康観察を行うこと。
- ・ サーマルカメラを適宜移動させ、集会の前後や部活動前後の健康観察に活用する等、各校の状況に合わせ、効果的な活用について検討及び実施すること。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援ができるよう、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。
- ・ 感染の判明や濃厚接触者の特定等により、部活動の試合に出場できなかつたり、学校行事が延期になつたりすることで、一部の児童生徒に非難が集中し、いじめや差別を受けることがないように、適切に指導すること。

- ・ コロナワクチン接種は、児童生徒や保護者の希望によって行われるものであり、接種・未接種の意思がともに尊重されるようにすること。特に、接種・未接種の児童生徒が判別されることのないように注意すること。
- ・ ワクチン接種による欠席や副反応による体調不良等で欠席した場合は、出席停止とする等、本人に不利が生じないよう、柔軟に対応すること。

3 児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合の対応

下記に該当する場合、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう、協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。

(1) 感染者と判明した場合

(2) 濃厚接触者及び接触者に特定された場合

※ (1) 及び (2) に該当した場合、速やかに管理職を中心とした関係職員と情報共有を図った上で、担当課へ連絡すること。

※ 状況により、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行う場合は、様式⑤を保健体育課へ提出すること。

※ (2) の検査結果を必ず報告すること。

※ 児童生徒及び教職員が感染者となった場合、濃厚接触者等の特定に必要な情報の提供等、保健所に協力するとともに、学校医と相談の上、学校感染対策検査実施事業の活用を図ること。

4 各教科や特別活動等における感染症対策

文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021. 11. 22 Ver. 7)」を参照するとともに、特に下記の点に留意すること。

(1) 各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」の取扱い

① 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、地域の感染状況により、回数や時間を絞るなど、感染症対策を徹底すること。

② 以下の学習活動については、3月21日まで、原則中止とすること。

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

③ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはさせず、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(2) 特別活動等についての対応

- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、原則として実施しないこと。
- ・ 宿泊を伴わない活動の実施においても、感染状況等を勘案の上、実施の可否を慎重に判断するとともに、実施にあたっては、感染症対策を徹底すること。
- ・ 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団学習は、宿泊・日帰りともに受入れを行わない。

5 部活動

部活動については、3教保第100973号を厳守すること。

6 その他

- ・ 香川県作成の「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針」や香川県教育委員会作成「学校における感染症予防対策ガイドライン ver.3」に示されている内容を確認し、留意すること。
- ・ 学校行事等の開催にあたっては、3密の回避を徹底すること。
- ・ 昼食時等、食事の前後での手洗いを徹底し、一方向を向いて食事をする、食事中は会話をしない等、飛沫を飛ばさない対策を徹底すること。
- ・ 授業及び部活動終了後は、児童生徒間で会食をせず、速やかに帰宅するよう、周知すること。
- ・ マスクの着脱については、適切な着用を行うとともに、これまでの通知を遵守し、健康状態等様々な理由でマスクを着用するまたはできない児童生徒に対して、いじめや差別を受けることがないよう、適切に指導すること。
- ・ 気候上可能な限り、常時換気を行い、常時換気が難しい場合は、30分に1回以上数分間程度、窓を全開にし、換気を行うこと。
- ・ 学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による出席停止及び臨時休業中は、自宅待機をするよう、保護者に協力依頼をすること。また、その間、発熱等の風邪症状がある場合は、速やかに病院受診をし、主治医に身近な人が感染している旨を伝えるよう、周知しておくこと。
- ・ 本通知に示していない感染症対策についても、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)」を参照し、全教職員が対応に当たるとともに、教職員も自身の健康観察に努めること。
- ・ 休日中に友人宅で宿泊したり、感染症対策なく食事を共に摂ったりすることで、感染が拡大する例もあることから、休日中の感染症対策についても再度指導すること。
- ・ 入学試験等に臨むため県外で宿泊を要する場合等においては、移動中及び宿泊先での感染症対策や、宿泊先での不要な外出を控えることなどについて、事前に指導をしておくこと。
- ・ 3月4日時点において、香川県で無症状者を対象として行われているPCR等無料検査（感染拡大傾向時の一般検査事業）については、PCR検査試薬、抗原定性検査キットの需給ひっ迫に伴い、希望する日時や方法で受検できない場合がある。入学試験や就職試験により他県から帰県した児童生徒で、発熱等の風邪症状が見られた場合

は速やかに医療機関を受診するよう、周知すること。

- 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生等が、不当な理由でいじめや差別を受けることがないよう、人権に最大限配慮するとともに、該当の児童生徒及び教職員が学校に復帰しやすいよう、環境を整えること。